

～相模原市の豊かな自然と生活環境を守るために～

土砂条例による新たな規制を開始します

相模原市では、平成23年に「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を定め、土砂災害・土壌汚染の未然防止を目的として、土砂等の埋立て等に関する規制を行ってきましたが、「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」の施行を受け、同条例を「相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(土砂条例)」に改正し、新たな規制を開始します。



土砂条例のポイント

施行日:令和7年4月1日

- ◆ 土砂等の埋立て等の事業主と施工者は、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るなどの責務が課せられます
- ◆ 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行い又は行わせてはいけません
【安全基準対象物質】 鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物など 全28種類
- ◆ 事業区域の面積が3,000㎡以上(高さが1m以上)の土砂等の埋立て等を行う場合は、環境保全の観点から土砂条例の事前届出等が必要です

届出・規制の概要については、次ページ以降をご確認ください

■ 特定埋立て等の届出

特定埋立て等を行おうとする者は、あらかじめ事業計画等を相模原市長に届出する必要があります。
(特定埋立て等行為届出書)

◆ 特定埋立て等の定義

事業区域の面積が3,000㎡以上かつ高さが1m以上の土砂等の埋立て等

◆ 届出提出期限

土砂等の埋立て等の工事に着手する30日前

(他の法令又は神奈川県条例の規定による許可、認可等を受け、又は届出をして行うものは、当該許可、認可等に係る申請又は当該届出の日の前)

◆ 環境保全に係る事業主への指導

事業計画を検討する際は、自然環境、生活環境の保全等の観点からの検討を十分行ってください。対策が不十分と認められる場合は、事業計画の変更を指導することがあります。

環境保全に関する配慮事項(抜粋)

1 環境保全対策

- ・ 水域、樹木、地下水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査等を行い、適切な措置を講ずること。
- ・ 土砂等の埋立て等が周辺の自然環境、生活環境、景観等と調和するよう配慮すること。
- ・ 土砂等の埋立て等の完了後、土地利用に応じ、植栽等による緑化に努めること。
- ・ 土砂等の埋立て等の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。

2 事故防止対策

- ・ 作業時間中は、現場責任者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。
- ・ 事業区域内に、みだりに人が立ち入ることのないよう囲いを設け、安全対策を講ずること。
- ・ 原則として事業区域の全周囲に囲いを設け、囲いの構造は風圧等により容易に転倒破壊しないものとする。
- ・ 保安距離は、隣地境界から1.5メートル以上とすること。
- ・ 事業区域内及びその周辺の地域の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設を設置すること。
- ・ 搬出入路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登校時間帯の土砂等搬出入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。

変更、完了時等の届出

特定埋立て等行為届出書を提出した事業主(特定事業主)は、届出事項の変更があったとき、特定埋立て等の完了・廃止時に、その旨を届出する必要があります。

(変更届出書、廃止届出書、完了届出書)

■ 土壌検査等の義務

特定事業主は、搬入しようとする土砂等の確認や定期的な土壌等の検査、これらの結果を報告する義務が課せられます。

土砂等の搬入前の確認

土砂等を搬入しようとするときは、搬入する土砂等の発生場所ごとに、搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して届出をする必要があります。

(土砂等搬入届出書)

定期的な土壌検査等の実施

6か月ごと及び特定埋立て等の完了・廃止時に土壌検査、水質検査を行い、その結果の報告をする必要があります。

(土壌等検査報告書)

※ 安全基準に適合しない土砂等の搬入を行った場合や土壌汚染が確認された場合、土砂条例や土壌汚染対策法等の措置や指導の対象となります

■ 土地所有者等への通知

特定事業主は、市長へ上記の届出・報告を行った場合は、土地の所有者、占有者、管理者にその旨を通知しなければいけません。

改正土砂条例に関するFAQ

Q 土砂条例と盛土規制法はどのような関係ですか

A いずれも、盛土や一時堆積に対する規制を定めていますが、盛土規制法は災害の防止による国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉を目的としている一方で、改正土砂条例は土壌汚染の防止による自然環境・生活環境の保全を目的としています。

Q 盛土規制法の許可を受ければ、土砂条例の届出等は不要ですか

A 盛土規制法と土砂条例では、目的や規制内容が異なることから、それぞれの法及び条例に基づく申請及び届出が必要となります。

Q 土砂等の安全基準とは何ですか

A 鉛や六価クロムなど、土壌汚染対策法の特定有害物質等に対し、同等の基準を定めています。

Q 環境保全に関する配慮事項とは何ですか

A 盛土等の工事に当たっては、土壌汚染や土砂災害だけでなく、土埃による粉じんや搬出入車両の通行等の自然環境・生活環境に関する影響も懸念されることから、土砂条例では事業主に対し環境保全に関する配慮を求めています。

安易な土地の提供はやめましょう！

土砂等の埋立て等を適正に行うためには、事業主による適切な施工管理が不可欠ですが、事業主と土地所有者等の連携も必要となります。

特に、搬入した土砂等が安全基準に適合しないことにより土壌汚染が生じ、健康被害のおそれが生じると、土壌汚染対策法の規制の対象となりますが、調査や対策の義務は土地の所有者等に課せられます。

このため、令和7年4月1日以降は、特定事業主は、土砂条例の届出や報告を行った際に、土地の所有者等にその旨を通知することを義務付けました。

土地所有者等の皆さまは、土地の提供をする前に、事業の施工方法などについて事業主から十分説明を受けるとともに、施工中は、説明を受けたとおりに事業が施工されているかどうか、定期的な状況把握に努めてください。



改正土砂条例の詳細や様式を確認したい場合は、市ホームページを確認いただくか以下の問い合わせ先にご連絡ください。

相模原市ホームページ(土砂等の埋立て等の規制について)

市ホームページの検索窓から「土砂条例」と検索するか、右の2次元コードを読み込んでください

土砂条例



問い合わせ先

■ 緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区

環境保全課 住所:〒252-5277 中央区中央2-11-15 市役所本館5階

電話:042-769-8241 ファクス:042-753-9413

■ 緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区

津久井地域環境課 住所:〒252-5172 緑区中野633 津久井総合事務所本館2階

電話:042-780-1404 ファクス:042-784-7474

パンフレット作成日 令和7年4月